The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	平安時代に於ける庚申信仰
Author(s)	島田, とよ子
Citation	詞林. 1990, 8, p. 14-30
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67291
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

平安時代に於ける庚申信仰

島田　とよ子

序

藤原超子は若くして薨去している。彼女は兼家と時姫の長女として誕生し、後に、冷泉院に入内して、居貞（三条院）・為尊・敦道・光子の、四人の皇子女を設けた。超子の薨去は末子の敦道親王が誕生した翌年になる。享年は分からないが、若死にであったろう。彼女の薨去は『栄華物語』に次のように記されている。

正月に庚申出で来たれば、東三条殿の院の女御の御方にも、梅壺の女御の御方にも、若き人〻「年のはじめの庚申なり。せさせ給へ」と申せば、「さば」とて御方〻皆せさせ給。男君達、この女御達の御はらから三所（ぞ）おはします。「いと興ある事なり。いとよし。こなたかなたと参らん程に夜も明けなん」などの給て、さま〴〵のことゞもして御覧ぜさせ給に、歌や何やと心ばへおかしき御方〻の有様よりはじめ、女房達、碁・双六の程（の）いどみもいとおかしくて、「この君達のおはせざらましかば、今宵のねぶりさましはなからまし」など聞え思ひて、「度〻鶏も鳴きぬ。院の女御、あか月方に御脇息に押しかゝりておはしますま〻に、やがて御殿籠り入りにけり。今さらに」など人〻聞えさすれど、「烏も鳴きぬれば、今はさばれ、なおどろかしきこえさせそ」など、人〻聞えさするに、はかなき歌ども聞えさせ給はんとて、この男君達「やゝ、ものけたまはる。今さらに何かは御殿籠る、起きさせ給はん」と聞えさするに、すべて御いらへもなくおどろかせ給はねば、よりて「やゝ」と聞えさせ給に、殊の外に見えさせ給へれば、ひきおどろかし奉り給に、やがてひえさせ給へれば、あさましうて、御殿油取り寄せて見奉らせ給へば、うせさせ給へるなりけり。

超子は庚申の遊びをしている内に暁方、ウトウト寝入ってしまい、そのまま不帰の人となっている。これは、後に詳しく述べるが、庚申の夜に人が眠ると、体内にいる三尸が抜け出し、その人の罪科を司過神に告げる為に人は早死にすることになる（『医心方』）、という思想が根底にあっての話であろう。し

かし、超子の場合、「度〻鶏も鳴きぬ。院の女御、あか月方に御脇息に押しかゝりておはしますまゝに、やがて御殿籠り入りにけり」と、時刻の上では、庚申の日は過ぎていて、翌早朝に寝たことになっているので、「烏も鳴きぬれば、今はさばれ、なおどろかしきこえさせそ」と、眠った超子を起こす必要はない、と女房の判断があるように、眠ったからといってもはや早死にする訳がないのである。なお、「烏」は「鳥」の明らかに誤写であろう。それでもやはり、後の「楚王のゆめ」でも超子の薨去は同様の語り方をしている。そして、更に後の『古事談』になると、「大入道姫君。庚申夜。脇息ニ寄懸テ。令死給畢。依彼御一門ニハ女房之庚申永被止云々。」と、超子は庚申の夜に薨去したことになっている。

長い引用になってしまったが、あえてそれをしたのは、人の死が庚申のことに実際に結び付けられた、少なくとも平安時代に於ける唯一の例になるからである。平安時代に於ける庚申に対する人々の意識を考えようとする時、それが唯一の例であると言うことはなかなか示唆に富むことである。つまり、このことは平安時代の庚申が遊び中心であったことに関係している、と思うのである。庚申に対する恐怖である「死」が実際にないなら、庚申の思想は頭上の空虚な論になってしまい、人々はその思想を真剣に受けとめることが無く、遊びに向かうのは弱い人間、まして王朝貴族の自然の成りゆきではなかろうか。

1

死が庚申のことに結び付けられたのは、管見によると超子の例を唯一とすることについて、以下少し述べておくことにする。

身分が高くして、庚申の日に若死にしている人はいないか調査してみた。なお、庚申の資料がまとまって見られるようになる、醍醐天皇時代から後一条天皇時代迄の人を対象にした。

庚申の日に亡くなった人はいなかった。が、超子と同様、庚申の翌日（辛酉）に亡くなっている人はいた。康子内親王、藤原怡子、藤原綏子である。なお、女性だけを見た訳ではない。死亡時刻が、怡子は「午時（十二時）許」（『小右記』寛和元・七・十八）、綏子は、「亥時（二十時）」（『御堂関白記』寛弘元・二・七）とあって、完全に庚申の翌日のことになるので、二人の死は庚申とは無関係であることが明らかである。

康子内親王の薨去の時刻は分からない。この日、内親王は二人目の息子（公季）を生んでいて、『日本紀略』には、「件薨。抱衣不下之故也」（天徳元・六・六）と、そのお産の異状が原因で薨じたと記されている。ところが、内親王の夫師輔の日記『九暦抄』（同日条）には、

一品公主御産、依邪気入滅事

と記されている。言うまでもないが、例えば、中宮彰子の敦成親王（後一条天皇）御産の折、「已無御産気、但邪気出来」（『小右記』寛弘五・九・十一）とあり、又、実資室の御産の

折にも「招證空阿闍梨令加〔持〕女人任〔妊〕事、依少邪気之恐」（『小右記』正暦四・二・六）とあり、当時、御産の折には「邪気」が出現しやすいと考えられていたことを示している。康子内親王が超子と同様の時刻に薨去したとしても、これを庚申のことに結び付けたかどうか疑わしい。つまり、お産ということがあれば、庚申のことより邪気を恐れたと思うのである。お産だけではなく、人々の死や苦しみの原因に「邪気」、いわゆる「物怪」が考えられ、これが平安時代には猛威を奮ったことは周知のことである。これについては、後にも触れるであろう。

ところで、超子の薨去は庚申のことに結び付けた唯一の例であると言っても、それを記したものが、後の『栄華物語』である点は考慮されるべきであろう。藤原実資が超子の薨去を日記『小右記』に記しているが、これには、

今日不敷右大臣円座、今朝院女御頓滅云々、梅壺今夜退出、服親王王卿達依不敷右大臣座退下、（天元五・正・廿八）

と、「今朝」の急死としているだけであり、彼女が前日庚申の遊びをしたかどうかなどは全く記されないので分からない。実資は超子とは疎遠であった、とは思う。『小右記』を見るとこの頃、実資は頻繁に関白太政大臣頼忠を訪れている。頼忠は実資の伯父に当たり、娘の円融院女御遵子が一か月半後に立后することになる。これは、第一皇子を設けている女御詮子の側から反発を買うことになる。遵子には所生の皇子はいない。実資は、遵子立后により中宮亮になっている。詮子は超子の同母妹になる。こういう状況から推察すると、前帝冷泉院の女御であった超子に対して、実資が親しい関係にあったとは考えられないので、彼女の薨去に関する叙述が簡単であることも解けて来よう。しかし、例えば、怡子卒去に対して、実資は、「大納言妻四九日満束〔来〕廿二日云々、頻有此事、天下之人可有恐思欤」（『小右記』寛和元・七・十八）と、為光一家に妻（怡子には異母。伊尹女）、娘とうち続いて死者が出たことへの世間の恐怖を記していることを思う時、超子の薨去に対しても何かいわれがあれば書き付けたのではないだろうか。私は、超子薨去の時点においては、それが庚申のことに結び付けられてはいなかった、と思う。ただ、「今朝」則ち、庚申の翌朝の薨去である、と言う認識の下に超子の薨去を庚申のことに結び付けなかったのかもしれない、と言うことは先ず考えられることであるが。「今朝」が早朝かどうか、ということもあって、一概には言えないが、当時、庚申に対して人々の意識が強ければ超子の頓滅はそれの格好の噂となった、と思う。

今夜戌時許誤蚣入耳、頃之出之、其長一寸余許、人多為奇（『小右記』天元五・三・二八）

これは、実資の耳に一寸ぐらいの蜈蚣が入って、暫くして出たことを記したものである。注意されるのは、この日が庚申の日であるということ。実はこの日は『栄華物語』に超子が庚申をしたという、次の庚申の日に当たっている。私は、庚申の日

の蜈蚣入出という記事を見て、「三尸」のことを想像した。後に詳しく述べるが、三尸が体内から抜け出し、人の罪科を告げに天に上る日を庚申の日としている（『医心方』）。三尸の形は、「大清経曰三尸其形頗似人長三寸許」（『医心方』）と、人間に似て、三寸位の身長である(注1)とされるので、一寸位の蜈蚣ではあまりにも違っていて、想像に及ばなかったのであろうか。ところで、蜈蚣が耳に入ったということは、実資は就寝していたと推測される。眠っていなかったら蜈蚣がゴソゴソと這うのを感じて、耳に入るまで気付かないということはないであろう。まして、守庚申をして座っていたのであれば、蜈蚣が実資の体を這い上がって耳に入るまで放置することは考えられない。従って、この夜、実資は庚申をしていなかったと考える。猶、「今明物忌」と言うことは、物忌の日に庚申をしている例はあるので、実資が庚申をしていない理由にはならない。この事件は実資が庚申のことをあまり重く考えてはいなかったのではないか、と思わせる。そして、これが当時一般の意識ではなかっただろうか。従って、超子薨去を庚申のことに結び付けるのは後世のものと思うのである。庚申の翌早朝の、超子急死の記録を見た後世の人が想像から作った話であろう。庚申に対する人々の意識の変化が感じられる。

2

既に少し触れたが、庚申とは、「守庚申而不廃延齢之術」（『本朝文粋』所収「夏夜守庚申侍清涼殿同賦避暑対水石応製」大江匡衡）とあり、「夫守庚申者。玄元聖祖之微言。世揚其余波。人伝其遺跡。或至此夜。不眠達明。」（『本朝文粋』所収「冬夜守庚申同賦修竹冬青応教」藤篤茂）、「夫去三尸学九転者。彼大聖之玄風也。」（『江吏部集』所収「七言。歳暮於藤少侯書斎守庚申同賦明月照積雪。各分一字応教一首。」）に見られる様に老子の説である。この庚申の事に就いては、永観二年（九八四）成立の鍼博士兼丹波介康頼著『医心方』を見るのがよいかと思う。これには、

河図紀命符曰…人身中有三尸、丶丶之為物、実魂魄鬼神之属也、欲使人早死、此尸当得作鬼、自放縦遊行、饗食人祭醊、毎到六甲窮日、輙、上天白司命道人罪過、丶大者奪人紀、小者奪人算、

と、人の体内にいる三尸が庚申の日に昇天して、その人の罪科を司命神に告げる為に、人は大きな過失を犯していれば、寿命が「紀」、即ち一年縮まり、小さな過失を犯していれば、「算」、即ち一日縮まることになる(注2)、とある。これとほぼ同様の記述が晋の葛洪の撰『抱朴子』（微旨）にみられる。『抱朴子』は『日本国見在書目録』にその書名が見られるので、遅くとも宇多天皇時代には伝来していたことが分かる。『医心方』には続いて、

故求仙之人、先去三尸、

と、「仙」、即ち不老不死を求める人はまず三尸を除く必要がある、と記されている。又、「大清経曰」として、「三尸其形頗似人、長三寸許、上尸名彭倨、黒色居頭、令人好車馬衣服、中尸名彭質、青色居背、令人好食五味、下尸曰彭嬌、白色居腹、令人好色淫泆、是以真人先去三尸、恬淡無欲精神清明、然後薬乃有効」と、三尸は人に種々の害をなし、この為に仙薬を服しても効能がないので、除去しなければならない、とある。続いて、三尸除去の方法が次のように記されている。

故、庚申日夜半之後、向正南再拝呪曰、彭候子、彭常子、命児子、悉入窈冥之中去離我身、三度言、毎至庚申日、勿寝而呼其名、三尸即永絶去、当用、六甲窮日者庚申日也、六甲六十日、至庚申日旦適勿寝、皆再拝、而呼其字、至鶏鳴、乃去一尸一虫、後庚申日亦用前法、三過止、三虫伏尸即永絶去

庚申の日はいつも徹宵し、夜半過ぎに真南に向かって再拝し、「彭候子云々」の呪文を三度唱えると、三尸は永久に絶滅するとか、庚申の日に徹宵し、皆で再拝してその字を呼べば、鶏鳴の時刻に一尸一虫が去るので、これを庚申の日毎に行うと、三回目の庚申の日が巡って来た時に、三尸三虫は去ってしまうことになる、とかある。庚申の夜に「彭候子云々」の呪文を唱えるということは、既に源為憲の『口遊』(注3)にみられる。ところが、これを実際に行った例は、管見によると久安元(一一四五)年一月十四日に藤原頼長が、「守三尸。懸老子影。講老子経。講師友業。問者実長〈三重上巻〉孝能〈二重下巻〉拠庚申経。夜半已後。余及客皆向正南再拝。呪曰。彭候子・黄帝子・命児子・悉入窈冥之中。去離我身〈三度唱之〉鶏鳴後就寝」(『台記』)と行っているのを最古とする。現存最古の男性日記である『貞信公記』をはじめとして、『吏部王記』、『小右記』、『権記』、『御堂関白記』等には庚申の夜に「彭候子云々」の呪文を唱えたことを全く記さない。最も、道長以外、実際に自身が庚申をしたことを記すことは全くない。これらの日記以外にも庚申の呪文を唱えたことを記すものはない。このことは庚申に対する時代の風潮を示していて、頼長の時代に至って庚申に対する考えの深まりが示されたものと考えられる。つまり、実資、道長、行成といった人々の生存した時代は、庚申と言うと後に述べる様に遊びが中心で、頼長に見られる「老子経」「庚申経」と言った、思想に重きを置いた庚申の夜の過ごし方とでは深さが全く違っている、と思う。ただ、大江匡衡が、庚申の夜に作成した詩序に「通宵罷眠。随李耳而祈三子」(『江吏部集』所収「七言。三月三日夜於員外藤納言文亭守庚申同賦桃浦落船花。」)と、「守三尸」ではなく「祈三尸」としているのは注意される。ちなみに、匡衡がそれを作成したのは一条天皇の永延二年三月三日と推定される(『日本暦日便覧』)。

3

では、平安時代に人々が庚申の日をどのように過ごしていたかをみていこう。

藤原篤茂は、「冬夜守庚申。同賦修竹冬青。応教」（『本朝文粋』）に於いて、「夫守庚申者。玄元聖祖之微言。世揚其余波。人伝其遺跡。」と述べ、続いて、

或至此夜。不眠達明。於是開紅爐。命緑醸。左弦管。右詩篇。…潮風哢月之思。対暁灯而猶高。

と、酒を飲み、管弦と詩歌の遊びをして、庚申の為の徹宵が行われることを述べている。ところで、庚申の日の徹宵については、円仁の『入唐求法巡礼行記』承和五年十一月二十六日の条に、「人咸不睡。与本国正月庚申之夜同也」と、中国揚州の人達が皆この夜眠らなかったのを、日本の庚申の夜と同様である、と記されていることが、日本に於ける庚申の徹宵を示す最古の文献資料と言える(注4)。気になるのは、「正月庚申之夜」とあって、単に「庚申之夜」ではないことである。庚申の日は六十日に一回巡って来るので、当然、正月以外の月にも庚申の日は当たる事になる。こういう場合、徹宵は行われなかったのであろうか。これについては、庚申の徹宵が正月だと徹底して行われていたが、正月以外の月ではあまり行われていなかった、という位に解釈して於くのが穏やかであろう。

ところで、現存の庚申資料には正月の例は多くない。後一条天皇時代迄に天元五年、永観三年、寛弘三年(注5)、長元四年の四例がある。が、天徳二年には庚申が正月になく（『日本暦日便覧』）、永観三年正月十五日の御庚申の儀は、「依明日節会事不及通夜。丑時許退出」（『小右記』）と、翌十六日の節会の儀に備え、宮中で徹宵することなく、午前二時頃に実資は退出しているし、長元四年正月十二日の御庚申は、「御斎会間可無便彼是云々、亦奏斯由、仍停上（止カ）」（『小右記』）と、御斎会の間（正月八日から十四日）であるからと停止ということになっている。後者二例が示すように、正月には行事が多く、庚申の日に重い行事が重なると、庚申は行われなかった、ということが正月庚申の記録を少なくしている一理由ではなかろうか。

「二月中の十日、年のはじめのかうしんいできたるに、春宮のきみたち御つぼねごとに」（『宇津保物語』）、「正月に庚申出で来たれば、…若き人々『年のはじめの庚申なり。せさせ給へ』と申せば、『さば』とて」（『栄華物語』）とあり、「年のはじめの庚申」を重視していたことが推測される。この例も、現存の庚申資料からは多いとは言えない。又、『西宮記』では「御庚申事」を三月の条に掲げていることも注意しておきたい。

さて、円仁の記録に拠って、承和五年頃には日本でも守庚申が行われていたことを知るのであるが、実際にそれをしている人が史料に見いだされるのは、その記録から五十年後のことになる。

菅原道真は国守として赴任していた讃岐で庚申の夜に二首の

詩を作っている。その一首を掲げよう。

故人詩友苦相思　霜月臨窓独詠時　己酉年終冬日少
庚申夜半暁光遅　燈前反覆家消息　酒後平高世嶮夷
為客以来不安寝　眼開豈只守三尸

（『菅家文草』所収「庚申夜　述所懐」）

この、傍線部分を『和漢朗詠集』「庚申」に収められている七言律詩は、道真の庚申の徹宵の様子を説明する手がかりになる。「眼開豈只守三尸」の句は、三尸が体外に抜け出すことを寝ずに番をして守っていることを詠じたもので、ここに庚申の徹宵の意味が示されている。三尸は、「日庚申幸其人之昏睡出讒於帝」（『柳河東集』）とあるように、人の眠りに乗じて、体内から抜け出すとされている。なお、道真のこの不眠は、庚申ということに、「為客以来不安寝」と、客愁からくるものが重ねられている。ちなみに、この詠じ方は、彼の愛好した白楽天の詩に、「年衰自無睡　不是守三尸」（『白楽天詩集』所収「不睡」）と、老いての不眠に、三尸を守っての不眠を連想しているのに共通するものである。道真は、「独詠時」とあるので、この庚申の徹宵を一人でしている、と思われる。讃岐では彼と風流を楽しむことの出来る人はいなかったに違いない。「故人詩友苦相思」と、昔なじみの詩友を痛切に思い出しているのは、京都では、庚申の夜には宴席で詩友と肩を並べ、作文会に詩を作り、闘わしていたからであろう。「庚申夜半暁光遅」、一人での徹宵は長く感じられるであろう。道真はこの長い庚申の夜を一人淋しく、都の詩友を懐かしく想いだしたり、窓外の月を眺めては物思いに耽ったり、都の家からきた手紙を繰り返し読んだり、そして、この夜の心境を詩に作ったりして過ごしたのであった。もう一首の詩には「四五更来無一事　咲看児輩学吟詩」（『菅家文草』所収「同諸小児、旅館庚申夜、賦静室寒燈明之詩」）と、道真は子供と共に徹宵していて、彼らが詩を吟唱する稽古を見守っていたことを詠じている。猶、先の詩の製作年代は、「己酉年」から寛平元年であることは分かっているが、月日を明らかにされていないようである。この年の冬の庚申の日を探すと十月二日と十二月三日（『日本暦日便覧』）で、「冬日少」とあるので十二月三日と推測する。

この庚申の徹宵の様子は、中国趣味を持つ道真のものではあるが、あくまで地方にある一受領のものであって、都の貴族のものとは異なる、ということに注意する必要があるかと思う。

八月十五夜かむしんのよ、大にのみたちにて、さうのことにかりの心あるうたよみていたされたり

ことのうへにひきつらねたるかりかねのおのかこゑゝゝめつらしきかな

（『私家集大成』所収－以下同書『しけゆき』（西本願寺蔵「三十六人集」））

これは、源重之が勅命を受け、書の名人である大弐藤原佐理に自分の歌を御手本に書いて貰う為に太宰府に下向した時のことであろう（『しけゆき』）。この折には、和歌だけではなく、管弦の遊びも催されている。道真の場合と同様、地方にある受

領の守庚申であるが、この場合、歌、管弦の遊びが催されているのは、帝からお手本に書く歌を所望されるほどの重之と共に守庚申をすることが出来た、ということを考慮すべきかと思う。なお、「よの手書き」（『大鏡』）といわれる佐理は、実頼の孫で、一条天皇の正暦二年正月二十七日に参議を辞して、太宰大弐になり、任地にあった（『公卿補任』）。この庚申の年であるが、佐理の太宰大弐の在任期間内の、八月十五日が庚申の日に当たる年を探せば明らかになるはずである。ところが、それに該当する年は延喜七年しか見いだし得ない（『日本暦日便覧』）。この年では、重之の出生説（目加田さくを著『源重之集・子の僧の集・重之女集全釈』）の一番早いものでも、まだ誕生より二十年も前になってしまう。従って、「八月十五夜」には問題はあるが、とにかく、この庚申の年は佐理の大弐在任中である。

では、都の貴族はどのように守庚申をしていたのであろうか。

（1）十月一日、かむしに人〻うたよみし

（『増基法師集』（書陵部蔵））

（2）藤大夫誠信の家に、五月ついたちなるかうしむするに、

暁になりてにはとりの鳴をきゝて、女房のいひいたす

（『順集』（書陵部蔵「三十六人集」））

（3）十一月廿七日、かのえさるの夜、ひんかし山しやうとしといふ寺にて、あるやんことなき人、〻〻あつめてよませ給、その題は、さくりつゝそよみける

（『恵慶集』（書陵部蔵））

（4）おなし大将の家に、なか月はかりのかうし〻侍しに、

きくの花

（『元輔集』（正保版本「歌仙集」））

（5）横川にのぼり給ひて、懺法おこなひ給ふとておはするに、七日の日の早朝より雨の降るに、いとつれづれなるに、これかれ集まりて、さまざまなることを言ひしろふに、聞き給うて、ことわかにわきて歌やは合はせぬとの給はすれば、いどみて庚申にもありけりとて合はす

（『平安朝歌合大成』所収「堀川中納言家歌合」）

庚申の夜、貴族達は人々を集めて歌会を催した。「大夫」―五位の意であろう、「（近衛）大将」の例に見られるように、身分の上下無く催している。場所は自邸が多く、時に、別荘や寺院の場合もある。

（5）の例は比叡山横河の僧房で催されたものである。この歌合は早朝からの雨に退屈して始められたもので、庚申の徹宵の為に行われたものではないが、「庚申にもありけり」には、当時、庚申というと歌合を連想する風潮があったことを示していると思われる。なお、この歌合は円融天皇の天延三年二月十七日庚申に催されたものである（『平安朝歌合大成』）。

その他についても何年の事かと言うと、（1）は、増基生存中の、十月一日が庚申に当たる年になるから、天暦十年であり、（2）は、順の生存中の、五月一日が庚申に当たる年になるから、天慶四年であり、（3）は、恵慶の生存中の、十一月二十

七日が庚申にあたる年になるから、天慶八年か長和元年になる、と推定される（『日本暦日便覧』）（注6）。（4）は、推定出来ない。が、「大将」を師尹（天徳元年四月二十四日右大将、安和二年八月十三日止大将）、済時（貞元二年十月十一日右大将、長徳元年四月二十三日辞大将）とする二説（森本一恵著『清原元輔集全釈』）があるので、元輔生存中の、この二人の大将在任期間中が手がかりになる位である。

（1）依物忌重籠居、籠物忌人々守庚申、賦詩読和歌、
（『御堂関白記』―以下同書　寛弘元・閏九・九）

（2）有庚申事、僧同之、作文、殿上人一種物持来、
（寛弘二・五・十三）

（3）上達部七八人許・殿上人会合、守庚申、有作文事、題池水後〔浮ヵ〕明月、韻澄、（寛弘二・九・十五）

（4）守庚申、有作文、夏夜池台即事、（寛弘五・五・一）

（5）上達部五六人許被来、作文者七八人許守庚申、題落葉泛舟、其次有管弦事、（長和二・十・二）

先に少し触れたが、忠平、師輔、実頼、行成達には、彼ら自身が自邸で守庚申をおこなっていることを日記に記すことは全くないのに対して、道長にはそれが右の引用に見る様にある。

（1）の例は、重い物忌で籠居している身であって、守庚申をし、賦詩と詠歌の遊びをおこなっていることが記されている。なお、道長邸の守庚申の記録には「作文」はしるされるが、詠歌はここ一例である。

（2）は、僧が守庚申に侍しているのは注目されるが、道長邸ではこの月の四日から（二十六日迄）法華三十講が始められていて、この日、「講説後依僧等命、召左右騎射、三以上令射」ということもしている。しかし、既に恵慶、増基の例に見たように、僧の守庚申も珍しいことでも無いようである。殿上人が一種物を持ってきた、ということを記しているのもおもしろい。

（5）は、作文と管弦の遊びが行われているが、道長邸の守庚申の記録には管弦を記したのはこの一例だけである。

（3）の「上達部七八人許」の中の一人は参議藤原行成であったことが彼の日記『権記』から明かになる。中途、退席しているが。又、殿上人の中の一人は大江匡衡で、彼は作文会に詩を作っている。なお、この時、東三条第でおこなわれている（『江吏部集』所収「暮秋。左相府東三条第守庚申同賦池水浮明月詩。」）。

（4）の記事は簡略で、出席者やその人数等の記述は無いが、儀同三司藤原伊周、大江匡衡が出席していたことは、（4）に見られる詩の題で作った二人の詩が有ることから明かである（『江吏部集』、『本朝麗藻』）。その、伊周の詩には、「囲碁掩韻及鶏鳴」（「夏夜池亭即事」）とあり、（4）の折には作文だけでは無く、碁の遊びも行なわれたことが分かる。

以上、貴族（臣下）の守庚申を見てきたが、次に天皇のそれを見る事にする。

4

天皇の場合、御庚申の儀次第がある。

若有御庚申。蔵人奉仰。装束東孫廂南五間東頭。立御屏風。其内鋪畳為王卿侍臣之座。内蔵寮弁備酒饌。賜之侍臣。又進碁手。〈先献御料物。分男女房〉王卿依召候御前。御厨子所供菓子干物御酒。終夜之間。有打揸之事。或有賦詩献歌之事。及于暁更令侍臣奏弦管。遅明給禄有差。

勅命により蔵人が出席者の座を整える（注7）。内蔵寮では侍臣に賜う酒饌と、天皇と男女房の為の碁手（賭物）を整える。天皇が出御されると、王卿を御前に召される（注8）。御厨子所から菓子・干物・お酒が奉られ、夜通し碁や擲（注9）、詩歌の遊びを行い、明け方になると侍臣が管弦を奏し、早朝に禄を賜って退出する。以上は、村上天皇時代の成立とされる『新儀式』の「御庚申事」に記されている。

今夜。内蔵寮設庚申具。亥刻召侍臣於前打擲。及丑刻奏弦歌。暁更男女房献倭歌。令右中弁左忠読了。比明。令左近少将済時唱見参。（『村上天皇御記』）

これは、応和二年五月四日の御庚申の記録で、種々の遊びの進行状況をよく示している。午後十時頃（注10）に侍臣を御前に召し、擲の遊びを始め、午前二時頃になると管弦と唱歌の遊びに移り、明け方に献歌のことになり、明けるに至って見参をとる、という次第である。少し気になるのはこの例が、『新儀式』の「御庚申事」の記述とは献歌と管弦の順序を逆にしていることである。この点は臨機応変でよいのかもしれないが、応和二年五月四日と同様、弦歌、献歌の順序で行われている例が多い（注11）。猶、この折の歌合は、天皇から「明日は五日時鳥を待つ」という題を賜り、殿上人と女房が左右に分かれての九番十八首の歌合で、天皇の判がある（『平安朝歌合大成』所収「応和二年五月四日庚申内裏歌合」）。

同じく村上天皇の御庚申で、天暦七年十月十三日の管弦の遊びに関する記述が、「大納言高明卿・伊与守雅信朝臣御前に候。楽所の輩は御壷にぞ候ける。大納言琵琶を弾じ、朱雀院のめのと備前命婦、簾中にて琴を弾じけり。」（『古今著聞集』）とあり、御前に祗候していた公卿と簾中にある上の女房が合奏するということは多々有ったらしい。

擲の遊びでも村上天皇の御庚申の折のものが『大鏡』に記されていて、「九条殿、『いで今宵の擲つかうまつらむ』と仰せらるままに、『この孕まれたまへる御子、男におはしますべくは、調六出で来』とて、打たせたまへるけるに、ただ一度に出でくるものか」と、師輔が擲を打ち、懐妊中の娘安子に男皇子の誕生する事を占って、この時、祗候していた第一皇子の祖父元方を青くさせ、後に元方が怨霊となる原因を作った、という話である。これが事実で有るか否かは分からないが、こういう話が通る世の中であったことは確かである。もし事実とすれば、この庚申の日は、第一皇子広平の誕生が月日は分からないが、

天暦四年であることと、安子がこの時身ごもっていた第二皇子憲平の誕生が天暦四年五月二十四日であることから、五月二十三日は憲平誕生の前日だから除外して、天暦四年の一月二十二日か、三月二十三日かのいづれかになる（『日本暦日便覧』）。猶、花山天皇の寛和元年一月十五日の御庚申の折、攤の遊びが「石灰壇」（『小右記』）で行われている。

又、攤の遊びの折の「碁手」であるが、醍醐天皇の延喜十八年八月二十日の御庚申の記録に、「内蔵寮…進碁手銭十三貫〈一貫御料、九貫男房、三貫女房〉」（『西宮記』）とあり、「召仰内蔵寮……令進碁手銭〈…銭五（二歩）十貫、而司進六貫〉」（『親信記』天延元・五・七）と、醍醐天皇と円融天皇の御庚申に内蔵寮が献上した碁手銭の量をしるしていて、前者の場合、それが天皇と男女房に配分された量までしるされているのは注意される。前者の折、「亥時侍臣提賭物参上」（『西宮記』）とあるのも注意される。猶、一条天皇の寛弘三年一月十七日と長保元年六月九日の御庚申の折、倫子から菓子・紙・筆・墨等が送られている（『御堂関白記』。）

ところで、御庚申はいつから始まったのであろうか。『西宮記』掲載の延喜二年七月十七日のものが管見では最古である。が、それは、

後院調饌賭物、依御物忌御簾中、簾外装束如常、有掩韻事、

とあり、「簾外装束如常」からこれ以前に御庚申の儀が行われていたとみなされる。この時、饌と賭物が後院で調えられていて、延喜二、三年の両年は同様であった（『西宮記』）が、前記のように、『新儀式』などでは、饌と賭物（碁手）は内蔵寮で調えることになっている。他に事情があるのかもしれないが、未だ御庚申の儀が定着せず、歴史の浅いことを示しているのではないか。従って、延喜二年からそうは遡らないのではないか。猶、延喜十八年八月二十日の御庚申の折は、内蔵寮である。又、先に道長が物忌中に守庚申をしていたことを述べたが、早くにここに天皇のそれを見ることが出来る。『西宮記』にはこの例以外に三例、醍醐天皇の御庚申を掲載している。それを見ると、延喜十六年七月七日の御庚申では、「雑色之中、小舎人源相平舞輪台」とあり、舞踏が記述されているのは珍しい（注12）。猶、この日は七夕でもあり、「星橋度雲衣」の題で献詩のことが行われている。

同（延喜）三年二一、召王卿給酒奏糸竹、左大臣仰中納言湛朝臣令献壽言、召公卿供御酒、以恩盃給式部卿、拝舞給禄有差、

この記録は、延喜三年二月一日が庚申ではない（『日本暦日便覧』）ということで問題は有るが、左大臣藤原時平が源湛に命じて、天皇のご長命であられることを祝う言葉を献っているのは、長生きの為の守庚申の意味が反映したものとして注目される。

干時夜燭頻報。晨光欲明。酌黄軒之酒泉。献千歳於我后。開紫庭之詩席。快一日於群臣。（『江吏部集』所収

「七言。夏夜守庚申侍清涼殿同賦避暑対水石応製一首」）

これは長保年間の一条天皇の御庚申の折、大江匡衡が清涼殿に侍し、作文会に作った詩序に見られるもので、「献千歳於我后」と、延喜三年の例と同じく天皇のご長寿を祝している。これについては、この詩序には、又、「伝延喜之旧儀。風罷三風。已開長保之宝暦。於是守庚申而不廃延齢之術。賞佳辰而不忘楽善之心」ともあり、一条天皇の御庚申が醍醐天皇のそれを規範にして行われていることを述べているので、この点を考慮すべきであろうか。

一条天皇の御庚申は十二例の記録が残り、後一条天皇迄の間では一番多い。この中には、「皇后者国母也、期年之喪未開其服、今有此事、人或云々」（『権記』長保三・十・二十三）と、皇后定子（長保二年十二月十六日崩御）の一周忌が開けないのに、御庚申に管弦の遊びが行われたことに対する非難を浴びているのも有る。

蔵人頼国来…云、仰、可有御庚申事、可参陣方…有作文、題織女理容色、為時作序、夜半許、従斎院中宮琵琶・琴等被奉、是其（裏書）七日形也、入腹中扇等、使者仁久るを捕留給禄云々、（『御堂関白記』寛弘六・七・七）

この折の作文会では紫式部の父為時が詩序を作り、大江匡衡が応製詩（『江吏部集』所収「七夕守庚申同賦織女理容色応製」）を作っている。「夜半許」に斎院選子内親王から中宮彰子に、腹に扇を入れた琵琶や琴等が献られているのは注意される。これはこの御庚申の儀に寄せて、「人身中有三尸」（『医心方』）、「大清経曰三尸其形…下尸曰彭嬌白色居腹令人好色淫泆」（同書）を根底に置いての風流事であろう。この、斎院と中宮の庚申の夜の交渉は、中宮も天皇と共に守庚申をしていた、と推測させる。しかし、それがどういう形でのものであったかは問題であろう。ついでに、妃達の御庚申の折の様子を探ってみよう。

『新儀式』、『西宮記』は無論、他の御庚申の儀の記述にも天皇妃達が出席したことを記すものはない。天皇、皇太子、王卿侍臣の座は準備されるが、皇后とか女御とかの座については全く一言の記述もない。他の行事でも同様で、それが普通であるが。だが、そういうものに記述が無いからと言って、天皇妃達が御庚申に出席していないことにはならない。すぐに思い出されるのが、『源氏物語』の花宴のことで、「二月の二十日あまり、南殿の桜の宴せさせたまふ。后、春宮の御局、左右にして、参う上りたまふ。弘徽殿女御、中宮のかくておはするを、をりふしごとに安からず思せど、物見にはえ過ぐしたまはで参りたまふ」と、藤壷中宮の御座所は玉座の右に有り、弘徽殿女御も何処かは分からないが、座は設けられているのである。

天皇妃ではないが、東宮妃の御庚申が『宇津保物語』に描かれている。

二月中の十日、年のはじめのかうしんいできたるに、春宮のきみたち、御つぼねごとに（ママ）。あて宮、さらぬさきより、「殿上・たちはきのぢんにくだものいださん」とおぼ

すに、「よきおりなり」とて、殿にきこえたてまつれたまふ。宮の御だいには、かねのごきに、こがねのけうち、しろがねのおしき三十、こがねのごき、御たつ（だい゛）のうちしきは、花ふれうにうすものかさねたり。ひわりご五十か、たゞのわりご五十か、ひわりごは御かたゞゞにし給。たゞのは殿につかうまつるず両どもにおほせ給つれば、つかうまつれる。すへものは、まどころよりいる四石ばかり、いたまさ（ゞ）のきのひつ十、ほをのきにくろがきのあしつけたるなかとりとをにすへ、一尺三ずんばかりのわたき（ゞ）このもひに、なまもの・からもの・すしもの・かいつもの、たけたかくうるはしくもりて、はまひと（ほそ）はきのあしつけたりしきさら（ゞ）どもにすへて、一石いるそん十にさけいれ、ごてにぜに卅貫、かみ・ふで・つくゑにつみて、色々のしきしつみて十。たる（たか゛）つき、すわうのつくゑにまゆみのかみあおがみ・まつがみ・ふでなどつみて、ごてにしたり。かづけもの、女のさうぞく・しらはりはかまなどまうけられたり。おとし（おとど゛）・君だちまいり給へり。物ども、ひとたびにもてつらねてまいる、みものなり。　（本文は宇津保物語研究会編による）

東宮妃達は各部屋毎に庚申のご馳走の準備をしていて、東宮の寵妃貴宮の、実際は父正頼が設けた庚申の料物を記している。東宮御自身の豪華な御膳から東宮の殿上、帯刀の陣、そして内裏の殿上、蔵人所、侍従所、衛府の陣まで配慮される訳だから莫大な量を調えることになる。ただ、「ひわりごは御かたゞゞにし給」と、他の妃達と分担している(注13)。そして、「たゞのは殿につかうまつるず両どもにおおせ給つれば、つかうまつれる」と、正頼の配下の受領達が彼の命を承けて調えている。権勢家に奉仕する受領の姿が垣間見られるところで、当時の、権勢家と受領の関係が想像される。右大将の娘も破子と碁手を調達していて、「殿上にわりご廿か、ごてに、ぜに廿貫いだし給へり。なまめきてし給へり。あをきすきばこにみちのくにがみ、あをがみなどつみていだし給へり。」、と記されているが、貴宮の分が破子、碁手銭、紙の全てについて圧倒して多く、貴宮の父正頼の富貴権勢の様が偲ばれる。猶、前記の、延喜十八年八月二十日の醍醐天皇の御庚申に内蔵寮の進った碁手銭が十三貫であったことを思う時、正頼の調達した碁手銭三十貫が如何に豊富であるかが分かる。右大将の娘の二十貫も大した量であった訳になる。正頼の調達した庚申の料物が運ばれる様が、「物ども、ひとたびにもてつらねてまいる、みものなり」とあり、ここにまさに正頼の富貴権勢が顕示されている。私は、天皇妃達もこれと同様のことをした、と思う。

「内にも、宮にも、殿上人あつまりて、だうち、あそびするに、こゑいとちかき御つぼねなれば、宮わたり給へるに」と、東宮の殿上人達が攤に興じている時、東宮は貴宮の部屋を訪れ、そして、そこで歌会が催されている。この時は、東宮をはじめ男性ばかりの詠歌であった。思い出されるのは、天暦十年五月

二十九日に村上天皇妃藤原芳子が「撫子合」を催していることである。これはこの日が庚申にあたる（『日本暦日便覧』）ので、庚申の徹宵の為に催されたと解される。ちなみに、これが天皇妃の催した庚申の遊びとしては資料上、最古の例になる。

『平安朝歌合大成』所収十巻本の詞書きに、「左衛門督の御息所の御方の御達の撫子合の歌　左中務君　右兼盛」と、芳子に仕える女房達が方人となり、左方は中務、右方は兼盛の詠進した歌で争ったことを記している。場所は芳子の局宣耀殿であったと考えられる。この場に天皇のご臨席があったかどうかは記録されないので分からない。が、萩谷朴氏はこの「撫子合」の「実質上の主催者は…村上天皇であったろうと考えられる」（『平安朝歌合大成』）と述べていられるので、天皇はご臨席になられたことになる。この時、天皇が御庚申を行われたかどうかは記録がなく、分からない。が、前記の、東宮が貴宮の局に訪れ、そこで歌会となった、と同様の事情が推測される。

『枕草子』には、「庚申せさせ給とて、内の大殿、いみじう心まうけせさせ給へり。夜うちふくる程に、女房にも歌よませ給ふ」と、中宮定子の守庚申が記されているが、これは中宮の近親者ばかりで行われている。賑やかな徹宵の様が描かれている。場所は職御曹司である。天皇のご臨席はない。が、この時、清涼殿では御庚申が催されていたのであろうか。これには定子が守庚申をした年が問題になるが、長徳元年五月十五日（金子元臣説）、長徳四年七月四日（萩谷朴氏説）の二説が有る。ちなみに、前者の説だと定子の父道隆の薨去（同年四月十日）から一か月余り、四十九日忌も済んでいないのに庚申の遊びをするとは思えないし、後者の説だと、次の日の五日、『権記』に「参中宮〈御悩六日云々〉」とあるので、四日は病気中であって、庚申の遊びを行うとは思えない。

ここにあて宮、ごたちいとおほかり。ひわりご・すみもの・すきばこいとおほかり。左大臣殿、御つぼねいとちかし。…かうしんし給はず。ごたち、しろきゝぬのすゝけたる、うすいろのもなどきて、四五人ばかりゐたり。君とし卅ばかり、かたちみにくし。いかめしくふとり給へり。これ右大将どのゝ御つぼね…ごたち廿人ばかり、も・からぎぬきてさぶらふ。かうしんし給へり。殿上にわりご廿か、ごてに、ぜに廿貫いだし給へり。なまめきてし給へり。あをきすきばこにみちのくにがみ、あをがみなどつみていだし給へり。これはこ宮の御つぼね。…ごたちいとおほかり。おとな十五人、わらは四人。かうしんし給へり。これは中納言の御つぼね。…みはらからの蔵人・式部のぜうゐたり。

絵解の部分に描かれる東宮妃達の守庚申の模様であり、これによって各妃達が各自の局で同時にしていることが分かる。ただ、この中で一人、左大臣の娘が守庚申をしていない。が、この人は、性格、容貌、趣味の悪い人として描かれている。天皇妃達もここに描かれるのと同様であっただろう。

5

此夜有御庚申事、蔵人兼宣依□□仕御装束如式、出御之後、左大臣・右衛門督・左□□□被召参上、侍臣等祗候、内蔵寮給酒肴□□□、爰盃酌無算、弦歌遞奏、仙遊興酣天清□□、勅賜擲采之戯、于時卿・大夫賜酒、酔徳之者其□然、不知夜之将闌、或詠詩句、或唱歌曲、人間勝□於是而足、子剋左大臣奉　綸命、仰左大弁□□□式部権大輔匡衡朝臣令献題、大弁献云、燕□□□、匡衡為序者、

（史料纂集『権記』長保二年十月十七日）

ここには、酒に酔い、管弦、詩歌の遊びに酔いしれる王朝貴族の姿がある。ところで、注意されるのは、御庚申の遊びを「仙遊」と記していることである。匡衡は前記の「七言。夏夜守庚申侍清涼殿同賦避暑対水石応製一首」の詩に「幸入蓬莱近聖明」と、清涼殿の御庚申の宴に陪席することを仙宮に入る、と読み、伊周はこれも前記の「夏夜池亭即事」の詩に「逸楽君家時日事。風流常得到蓬瀛」と、道長邸の庚申の宴が風流にして神仙世界を現成している、と読んでいる。

徳茂の前記の詩に「不眠達明。於是開紅爐命緑醑。左弦管。右詩篇…蓋斯大王楽。楽善之佳遊」（「冬夜守庚申同賦修竹冬青応教」）とある。同様の表現が、匡衡の、前記の詩に「守庚申而不廃延齢之術。賞佳辰而不忘楽善之心」（「夏夜守庚申侍清涼殿。同賦避暑対水石。応製」）とある。これが庚申の遊びの意義だと思われる。「楽善」の語句について考えてみよう。

「楽善」は、『孟子』（告子章句上）の「天爵」について述べたところに、「孟子曰。有天爵者。有人爵者。仁義忠信。楽善不倦。此天爵也。公卿大夫此人爵也。」とある。ここに漢の趙岐は「天爵以徳人爵以禄」（『孟子注疏』）と注記し、後世になるが本朝の伊藤仁斎は、「天爵者。無所受自貴。人爵者。有所受而後貴」（『孟子正義』）と注記している。

「楽善」ではないが、「積善」、「立善」の語句が『抱朴子』に見られる。庚申のことを記した直後に、

欲求長生者必欲積善立功　（微旨）

と、「積善」は長生きの為に必要であるとされている。これに続いて、善行の具体例が、「慈心於物、恕己及人、仁逮昆虫、楽人之吉、愍人之苦、賙人之急、救人之窮、手不傷生、己不勧禍、見人之得如己之得、見人之失如己之失、不自貴、不自誉、不嫉妬勝己、不嫉諂陰賊、」と記され、結果、「如此之為有徳、受福于天、所作必成、求仙可冀也」と記されている。猶、ここに「徳」がみられ、前記の『孟子』の「楽善」と関わってくる。次に、対して悪行の具体例を「若乃憎善好殺云々」と記し、結果、「随事軽重司命奪其算紀、算盡則死」と記している。又、「人欲地仙、当立三百善、欲天仙、立千二百善、」（俗対）と記されている。

『抱朴子』の記述によって長生には善行が必要とされていることを知ると、庚申の日の宴遊に「楽善」としたことが理解さ

れる。

以上によって、庚申の遊びは、「楽善」の意味がもたされたものであったことが分かったと思う。が、実際には単に眠気冷ましや、退屈しのぎの、或、「賞花下讌月前者。我少侯之素意也。是故惜景物於流年。命觴詠於良夜。」（『江吏部集』所収「七言。歳暮於藤少侯書斎守庚申同賦明月照積雪。各分一字応教一首」）に見られるような花鳥風月の興趣に浸る、遊び中心のものであったと考えられる。

守庚申が遊び中心であったのは、死の原因にそれが結び付かなかったからであろう。このことは、平安史上では超子の例が唯一であることに示されている、と思う。先に、限定した見方ではあったが庚申の日に若死にしている人はいない、ということから、これがその大きな理由であろうと述べた。では、平安時代に若死にの原因とされたのは何であったろう。怨霊である。例えば、時平一族が次々と若死にしたことを道真の怨霊のせいにする（『大鏡』）。

冷泉院に聞しめして、あさましうあはれに心憂き事におぼしめす。「猶これもかの御もの丶けのしつる」とぞおぼされける。

実は超子薨去も又、一方では怨霊のせいと考えられている。『栄華物語』の、前記の超子薨去のところには右記に見られるように、冷泉院が「かの御もの丶け」、則ち元方の怨霊によるものと考えていられる。

注

(1)『抱朴子』には「三尸之為物雖無形」とある。
(2)『抱朴子』には「紀者三百日也…算者三日也」とある。
(3)同様の呪文を記し「謂之庚申夜誦」の割注が有り、「今案」として「毎庚申勿寝。而呼其名。三尸永去。萬福自来」とある。
(4)これ以前に、庚申の日に御遊が行われている例をみるが、守庚申の為かどうかは定かではない。
(5)参内、女方入庚申折〔料カ〕物筆墨紙包等、（『御堂関白記』十七日条）
(6)恵慶については、「出生が天暦三年以前であることは確かで、正暦三年頃まで活躍していたこともあとづけられる。」と『新編国歌大観』の解説にある。他の歌人についてもそれによっている。
(7)『西宮記』には、「出御〈御座前置半畳一枚、其辺立小燈台〉とある。
(8)『西宮記』には「王卿依召参候〈孫庇候〉」とある。
(9)擬については、「打捶」（『新儀式』）「擲采」（『小右記』寛和元・正・十五）とも記される。
(10)開始時間については、「亥二剋事始」（『西宮記』延喜十六年七月七日の例）とある。

(11)献詩の例になるが、延喜十六年七月七日（『西宮記』）、長保二年十月十七日（『御堂関白記』等）の例がある。

(12)『小右記』永延二年十月七日の例は天皇の御前での舞ではない。

(13)伊藤カズ著『宇津保物語』には「正頼の婿達が調達し」たとある。

（しまだ・とよこ　大谷女子大学助手）